

四 間接税職員の服制

124 明治31年7月 改正条約実施につき税務官吏の心得に関する件

秘第四七六号

各課
税務署

規律ヲ振肅シ風紀ヲ刷新スルハ稅務革新ノ一要旨ナリ、開局ノ初夙ニ大蔵大臣口達ノ大要ヲ示シ、亞テ客年五月稅務官吏服務心得ヲ頒チ、或ハ時ニ臨ミ事ニ當リ訓諭戒飭ヲ努メ以テ万一ノ遺漏ナカランコトヲ期セリ、然ルニ測ラサリキ爾來時ニ或ハ其ノ軌ヲ逸シ体面ヲ傷フカ如キモノアルヲ聞ク、是レ深ク本官ノ憂慮シテ措クコト能ハサル所ナリ、今ヤ改正条約實施ノ期自睦ノ間ニ迫リ外人トノ關係將ニ煩繁ナラントス、職ニ其ノ衝ニ當ル者豈專心ニ意戒懐スル所ナクシテ可ナランヤ、依テ更ニ時弊ニ鑑ミ急要ヲ感シ特ニ注意シテ遵守シ又ハ忌避スヘキ事項ヲ左ニ摘示ス、各自常ニ善ク之ヲ服膺シテ造次類滯ニモ必ス之ヲ忘ルヘカラス、各員夫レ宜ク此ノ旨ヲ体シ敢テ過誤ナカランコトヲ期スヘシ遵守スヘキ事項

- 一 素行ヲ修ムルコト
- 一 人民ヲ礼遇スルコト
- 一 人民ニ便益ヲ与フルコト
- 一 人民ニ服膺スヘカラサルコト
- 忌避スヘキ事項

- 一 審情ニシテ償ヲ負ヒ放逸ニシテ輿ニ耽リ醉醜シテ粗暴ノ舉動アルコト
- 一 礼容ヲ失シテ人民ヲ輕ニスルノ外觀ヲ呈シ雜言ヲ發シテ人民ヲ侮ルノ感ヲ起サシメ驕傲不遜ニシテ威權ヲ弄スルコト
- 一 妄ニ人民ヲ召喚シ徒ニ時間ヲ空過セシメ漫ニ煩冗ノ手續ニ由ラシムルコト
- 一 囑託屢進猥リニ變態贈遺ヲ受ルコト

右訓示ス

明治三十一年七月二十三日

東京稅務管理局長仁尾惟茂 印

(昭52 東京 上)

125 明治31年8月 稅務官吏服務心得の件

稅務官吏服務心得 (明治三十一年八月大蔵大臣訓示)

臣民納稅ノ義務ハ法律ニ依ルニアラサレハ之ヲ定ムル能ハス、稅務官吏ハ実ニ租稅法規ノ執行ヲ任トスルモノニシテ、其ノ処弁ノ結果ハ直チニ臣民ノ休戚、政府ノ歳入ニ関ス、故ニ此ノ職務ニ從フモノ自ラ其ノ任務ノ輕カラサルヲ省ミ、常ニ慎重ノ注意ヲ為シ、苟モ過誤遺漏ナカランコトヲ期セサルヘカラス、茲ニ稅務官吏服務心得ノ梗概ヲ示シ、以テ其ノ任務ヲ完行スルニ就キ服膺スヘキ綱目ノ大要ヲ知ラシム

第一条 凡ソ稅務ノ執行ハ法規ノ定ムル所ニ遵ヒ課稅ノ基礎ヲ明カニシ規定以外ノ徵收ヲ為サス、又規定以内ニ於テ

通脱ナカラシムルヲ以テ其ノ目的トス

物件ノ査定簿書ノ整理、不正行為ノ予防、犯罪事件ノ検査、共ニ皆其ノ目的ヲ達スルノ手段方法ニ外ナラス、

職務官吏ハ常ニ此ノ意ヲ体シ処理措弁都テ此ノ目的ニ帰着スルヲ期スヘシ

第二条 事務ノ処理ハ固ヨリ周到緻密ナルヲ要スト雖モ、徒ラニ事ヲ繁細ニシ人民ノ冗煩ヲ致シ又時間ヲ空過セシム

ルガ如キコトアルヘカラス

第三条 人民ニ対スルハ須ラク個切叮嚀ナルヘシト雖モ自ラ職務ノ分限ヲ守リ漫リニ民業ニ干渉シ又ハ納税者ニ昵狎

スヘカラス

第四条 職ニ当テハ宜シク厳正ニシテ熱心ナルヘシ、然レドモ檢束ニ過ギテ人民ノ情意ヲ竭サシメス、苛察ニ涉リテ

細故ノ摘発ヲ事トスルカ如キコトアルヘカラス

第五条 事ヲ執ルハ当サニ敏活ニシテ果斷ナルヘシ、然レトモ粗漏ニ流レテ緻密ヲ欠キ暴慢ニ陥リテ温和ヲ失フヘカ

ラス

第六条 簿書ノ取扱ハ類別ヲ明カニシ保存ヲ確メ事ニ當テ索引ノ便ヲ得ルヲ勉ムベシ、職務官吏ハ常ニ注意ヲ此ニ注

キ其ノ整理ヲ忽諸ニ付スヘカラス

第七条 稅務ニ在テハ算數ノ事最モ其ノ多キヲ占ム、而シテ其ノ正否ハ直チニ徵稅ノ当否ト相關係ス、故ニ算數ノ事

ニ於テハ最モ心ヲ用ヒ違算誤謬ナキヲ期スヘシ

第八条 逋稅犯則ハ固ヨリ種々ノ原因アルヘシト雖モ亦日常取締ノ緊否ニ關スルコト大ナリ、之ヲ事後ニ検査スヘキ

ハ勿論ナリト雖モ、最モ之ヲ未然ニ予防スルコトニ注意セザルヘカラス

第九条 稅務上ノ取締ハ形式ニ流レス実効アルヲ要ス、又公平無私ニシテ人ニ依テ寬嚴同シカラサルカ如キコトアル

ヘカラス

第十条 稅務官吏ハ職務ニ服スル忠実ヲ旨トシ同僚ニ対シテハ礼讓ヲ重シ各自其ノ地位ニ從テ職務ヲ尽シ、互ニ同

心協力シテ全部ノ事務ノ舉カランコトヲ勉ムヘシ

第十一条 稅務官吏ハ人民ノ財産ニ對シテ職務ヲ行ヒ又犯則行為ノ検査ヲ為スモノナレハ最モ清廉純潔ナラサルヘカ

ラス、故ニ其ノ素行ヲ修メ品操ヲ高クシ勸儉ヲ守リ廉恥ヲ重シ、苟モ他人ノ指摘ヲ受クルカ如キコトナキヲ期

スヘシ

第十二条 稅務官吏ハ人民ノ財産ニ關シテ調査ヲ為シ又ハ物品ノ製造方法等ヲ取調フルコトアルヲ以テ自ラ人ノ機密

ヲ知得スルモノナリト雖モ、職務上ニ要スルノ外決シテ之ヲ他人ニ漏洩スヘカラス

第十三条 稅務官吏ハ平常注意シテ課稅物件ノ状況價格製造方法等ヲ考察熟知スルコトヲ勉メ、稅務執行上ノ參考ト

為スヲ要ス

第十四条 稅務官吏人民ニ接スルニハ相当ノ礼節ヲ守リ舉止言語ハ最モ温厚端正ニシテ、自ラ他ノ敬重ヲ受クルノ実

アルヲ要ス

第十五条 稅務官吏ハ人民ニ於テ無礼失言其ノ他粗暴ノ舉動ヲ為スニ遭遇スルモ決シテ激シテ憤怒シ、臆シテ逡巡ス

ルカ如キ行為アルヘカラス、益々静肅端嚴總力ニ適宜ノ処置ヲ為スヘシ

第十六条 稅務官吏ハ職務ノ際絲テ威儀ヲ損シ体面ヲ傷フ外觀若クハ舉動アルヘカラス、又課稅物件ヲ檢定スルニ方

リテハ已ムヲ得サル場合ノ外ハ之ヲ消費毀損等之レナキ様注意スヘシ

126 明治32年5月 改正条約実施につき外国人に対する税務官吏心得の件

主税第一三六号

本省条約改正実施準備委員ニ於テ今回別紙ノ通大体ノ趣旨内議相成候、右ハ開港場所在地ノ局署ニ於テハ事務取扱上必要可有之ト存候間、為参照一部及御送付候也

明治三十二年五月六日

大藏省主税局長目賀田種太郎 印

函館税務管理局長勝田主計殿

〔別紙〕

- 一 義務トスルニアラサルモ便宜ノ為メ各税法及施行規則等ノ英訳若クハ仏訳ヲ局内署内ニ備ヘ置キ関係者ノ閲覧ニ供スルコトアルヘシ
- 一 右ノ外納税手續便覧ナルモノヲ英仏文ニテ作り多クハ其ノ要領ヲ之ニ記載シ、一読スレハ渾テノ事情ノ詳明ナルヲ得セシムルコトヲ計ルコトアルヘシ
- 一 書式ハ日本文ヲ以テ主トシ裏面若クハ片端ニ英訳又ハ仏訳ヲ付スルコトモアルヘシ
- 一 納税者ヨリ差出ス書類時トシテ外国文アルモ便宜ノ為メ取置キ妨ケナシ
- 一 間接国税犯則処分法第十一条ノ通知書ノ如キモノハ前項ノ例ニアラス、日本文ノミニ限ル
- 一 呼出状其ノ他ノ場合ニ於ケル日本文ニ用フル称呼ハ男女ニ係ラス何ノ誰殿ト記載シ、ミストル、モツシユール、ヘル等ノ称呼ハ口頭ニテハ隨意ナルモ、書面ニハ用キス

127 明治32年7月 改正条約実施につき税務署の対応に関する件

秘通信第一六号 参考第十二号 明治三十二年七月十日

長崎税務管理局長ヨリ管内税務署長會議中各署長ニ対シ左ノ通簡条口達シタル旨報告アリタリ

- 一 官名又ハ爵名ハ其ノ日本トノ相当^{相当}明カナレハ日本語ニテ書ス、不分明ナレハ其ノ国称ヲ仮名ニテ書ス
- 一 総テ文体ハ尊卑ノ別ヲ存セサル事トシ、成ルヘク中庸ナル語ヲ用フ、日本人ニ対シテモ又同シ
- 一 総テ取扱ハ必ス日本人ト同一ナルコトヲ要ス、故ニ今ヨリモ諸般ノ注意ト日本人ノ取扱ヲ成ルヘク鄭重ニスルコトヲ要ス
- 一 以上列記ノ如キ事ハ税関ニ於テハ現行スル所ナリ、尚ホ之ヲ拡充シテ彼是斟酌スル所アリテ可ナリ

(平1 札幌 104)

- 一 管理局税務署間気脈貫通敏活ノ運轉ヲ期圖進捗スルコト
- 二 税務署ハ事務ノ機關ニシテ地方ニ在テ敏活ノ運動ヲ要スルカ故ニ委任事項ヲ従来ヨリ増加シ十分ニ職責ヲ取ラシメ、併セテ活動ヲ敏ナラシムルコト
- 三 税務署ノ杓子定木のナルニハ十分ノ職責ヲ以テ自ラ任セサル為メト、一ハ管理局カ細故ノコトモ干渉スルカ如ク為スニヨリ生シタルナレハ、是等ノ誤解ナカラシムルコト
- 四 税務署監督員ハ時トシテ署長署員ト往々感情ノ衝突アルヤニ聞クカ、監督ハ細故ノ摘発ヲ事トシ糾問督責又ハ干渉スルニアラスシテ只事務ノ全般ヲ視察シ、事ノ大ナルモノハ稟申シテ局ノ命令ヲ受ケ、小ナルモノハ署長ト監

- 四 督員ト協議シ、其ノ事項ヲ復命セシメ、平和ニ局署間ノ氣脈ヲ通シテ全般ノ成績ヲ重ニスルニ至ルヘキコト
- 五 命令伝告ノ散逸ナキヲ期スルコト
- 六 秘密事項ノ漏洩散逸ニ注意シ又一方ニ主任者ニ知ラシメサルカ如キ不都合ナキコト
- 七 監督補助員ノ補助ノ区域其ノ心得方ニ於テ間違ナカラシムルコト、并ニ監督規程ヲ更正スルコト
- 八 局長ノ年一回必ス檢閲視察シ事務ノ全般ニ涉リテ整否ヲ視ルヘキコト
- 九 署長ノ署員監督、監督員ノ伝達等区々ノ弊アリテハ不宜ニ付自今凡テ統一ニ出ルヲ期スルコト、此ノ点ハ局ヨリモ十分注意シ局署相背馳スルノ弊ナカラシムルコト
- 十 稅務ノ参照トナルヘキ事項通信甚タ疎薄ニ傾キ易キニヨリ報告ハ式ノ如何ニ拘ハラス只要項ノミヲ隨時神速ニ通報スルコト
- 十一 所得稅調查委員會ノ会期区々ニシテ徒ラニ旬ヲ重ヌルモノアリシカ如キコトハ今後漸々ニ矯正スルコト
- 十二 所得稅大体ニ付テ調査ノ大綱ヲ得ルヲ期シ細故ノ計算ニヨリテ不穩當ノ調査ニ至ルカ如キ、又ハ納稅者ノ召喚其ノ他煩勞ヲ与フルカ如キハ断然之ヲ避クルヲ要スルコト、并ニ急激ナル變化ヲナササルニ注意スルコト
- 十三 自家用ノ醬油、料理屋請負人等ノ醬油ノ檢査方ニ關スル心得ノコト
- 十四 直稅從事者ヲ撰択シ又奨励シ一方ニハ其ノ品位ヲ漸々高ムルノ精神ナルコト、之ヲ要スルニ直稅担任者ノ堪能ナルモノヲ養成薰陶スルコト
- 十五 間稅檢査員ノ心得、人ヲ犯則者視スルコトノ不可ナルコト、一方ニハ常ニ用意周到ニシテ犯則ヲ未然ニ防クンノ心掛アルヘキコト
- 十六 衣服ニ關スル心得ノコト

- 十七 經費殊ニ旅費、消耗品又ハ電信文用紙等濫費ヲ無クスルコト
- 十八 酒造組合ニ關スル意向今後モ尚ホ大ニ注意シ置クベキコト
- 十九 間稅物件檢査ノ方法改良進歩ヲ期シ研究實驗スルコト
- 二十 統計ニ關スル事項
- 二十一 旧記録ノ朽敗セルモノヲ尽ク取纏メ処分スルコト
- 二十二 修正事業ノ精確ナルコトハ最早再言ノ要ナキモ十分ニ手段ヲカヘ方法ヲ尽シ余裕ヲ以テ再三再四檢閲スベキコト
- 二十三 追々新任交迭モ有之ニ付稅務官吏ノ心得ニ關スル件大臣ノ訓令ノ趣旨常ニ反覆指示ヲ怠ルヘカラサルコト
- 二十四 手帖報告様式記載例等無用煩細ノ方式ハ之ヲ廢スルコト
- 以上ノ外諸種ノ事項ニ涉リテ指示又ハ協議シタル其ノ重ナルモノヲ摘出ス
- 会期中野田長崎稅關長ハ關稅法第二十四條ノ關稅事務并ニ監視署ノコトニ付沿岸署長ニ協議セリ
- 山口專賣事務官モ亦出席シテ專賣法犯則者処分ノ義ニ付收稅官吏ノ心得方針ニ關シ各署長ニ協議セリ
- 右通信ス

128 明治32年9月 稅務官吏服裝規約決定につき内示の件

税務官吏服装之義ニ就テハ是迄屢々注意置候処、今般別紙之通り服装決定候ニ付規約ノ趣旨ヲ体シ官吏ノ体面ヲ失ハサル様注意スヘシ

右内示ス

明治三十二年九月十二日

横浜税務管理局長齊藤重高 印

藤沢税務署長宇佐美次郎八殿

服装規約

緒言

惟フニ衣冠ハ一国ノ典礼ニシテ且ツ一身ノ修礼ニ属スル團體及人心ノ表示ナリ、故ニ之カ正否ハ以テ國ノ文野ト官吏ノ品格トニ相關シ、延テ政府ノ威信ト政務繁否ノ消長ニ及フモ亦知ルヘカラス、是ヲ以テ洋ノ東西ヲ問ハス移換以テ時ノ宜シキニ隨ヒ古來時服ノ外別ニ朝服ノ制アル所以ナリ

抑本邦衣冠ノ制タル維新以來專ラ洋制ニ模倣セシヨリ流俗痛ク時服ニ傾キ、在朝ノ風姿亦乱雜ヲ極ム、本官風ニ太タ之ヲ慨ス。夫レ神州ハ古來勇武ニシテ且礼節アルノ國ヲ以テ坤輿ノ間ニ立ツヤ久シ、故ニ衆庶ハ以テ其ノ威ヲ仰ク所以ナリ、願ルニ先進各國ノ如キ亦決シテ本邦今日ノ如キ風姿ニ非ラサルヤ明カナリ、而シテ今ヤ既ニ列強各國人民ハ國內周ク雜居ヲ為スニ於テヤ、豈一日モ非礼愈弱ノ風姿ヲ以テ接スヘケンヤ、仮令官之ヲ設ケサルモ時勢ノ推移ニ伴ヒ宜シク自ラ進ンテ茲ニ断然一定ノ服ヲ制シ、税務官吏ノ風紀ヲ刷新シ、内ハ以テ其ノ心ヲ正フシ益忠順ニシテ勤勉廉潔ノ風ヲ養ヒ、外ハ以テ衣冠ヲ正フシ胆視ヲ奪フシ、社会人民ヲシテ苟モ法權ノ所在タル官衙及官吏ニ対シ恭順ノ心事ヲ以テ之ニ応セシメントスル所以ナリ、在職ノ諸賢請フ此ノ意ヲ体セラレンコトヲ

服装規約

第一条 本局内ニ職ヲ奉スル税務官吏公務ヲ執行スルトキハ本規約ヲ遵守シ、必ス別表ノ被服ヲ着用スルモノトス
但シ調製費用ハ各自ノ負担トス

第二条 課署長ハ部下ノ税務官吏ヲシテ常ニ本規約ヲ遵守スヘキコトヲ監督スルヲ要ス

第三条 税務官吏ハ毎月旅費俸給ノ一割以内ヲ貯蓄シ被服購入修繕ノ資ニ充ツルモノトス

但シ一人ノ貯蓄高十五円ヲ超過スルトキハ減縮スルコトヲ得

第四条 前条ノ貯蓄ハ各課署ニ於テ適宜ノ方法ヲ設ケ課署長之ヲ監督スルモノトス

第五条 雇員ハ当分ノ内適宜ノ洋服ヲ着用スルコトヲ得

(別紙)

税務官吏服装表

	地質
衣	紺若シクハ黒羅紗または綾羅紗、夏服ハセル地
	製式 「ダブリユウ」形製折襟胸二重左右下部ニ各一個ノ隠シヲ付ス、図ノ如シ(図略す)
	釦 包釦若クハ黒釦
袴	地質 前ニ全シ、夏服ハ白リンネル若クハ小倉
	製式 普通
帽	普通黒山高帽子ノ類、但鳥打帽子ノ如キ種類ノモノヲ禁ス

(昭22 東京 1)

129 明治32年10月 間税官吏服制実施内達の件

主秘第三五三三号

間接国税ノ検査ニ従事スル官吏ノ服制々定方目下閣議へ提出中ニ付追テハ何分ノ議決定可相成候得共、先以御参考迄ニ別紙及御内達置候、尤モ施行ハ三十三年一月一日ヨリトシ薄給者ニハ多少被服料補給ノ途モ相開キタキ見込ニ有之候、此ノ段及内牒候也

明治三十二年十月三十日

大蔵省主税局長目賀田種太郎 印

函館稅務管理局長勝田主計殿

〔以下制服図は史料134と同じに付省略〕

(平1 札幌 104)

130 明治32年11月 收税官吏服制実施内牒の件

主秘第三六八号

收税官吏服制一定方ノ義ニ付過般來往々御報告ノ向キ有之候ニ付、去月三十日付主秘第三五三三号ヲ以テ目下詮議中ノ義及御内牒タル義ニシテ、畢竟調製スルヤ間モナク再ヒ新調ヲ要スルカ如キ事無之様御注意迄ニ御内牒及ヒタル次第ニ付、右ニ御了承相成度、此ノ段得貴意置候也

明治三十二年十一月十一日

大蔵省主税局長目賀田種太郎 印

函館稅務管理局長勝田主計殿

追テ未タ調製ナキ分ハ確定ノ上新調相成候方ヲ希望シテ前日御内牒シタル次第ニ有之候也

(平1 札幌 104)

131 明治32年11月 間接税検査官吏服制定につき注意の件

局收受第二三三三号

明治三十二年十一月十八日

拝啓 間接税ノ検査ニ従事スル官吏ノ服制ノ事一、ニヶ月内ニハ定メラルヘクト存候、該制大臣閣下ニ採決ノ時可成衣服ノ外形ハ厳メシク無之様トノ御示メシモ有之候、就テハ兼テ御施設有之候処ニ從ヒ當時ニ於ケル該官吏ノ精神及外部ノ行動モ自然右御趣旨ニ適ナヒ候様御注意尚更必要ノ事ト存候、先ハ右ノ事項御内知ニ入レ置度如斯候 敬具

十月二十五日

目賀田

勝田老台

(平1 札幌 104)

勅令第十一号(官報一月二十日) 明治三十三年一月十九日

間接国税ノ検査ニ従事スル官吏ノ服制別表ノ通定ム

附則

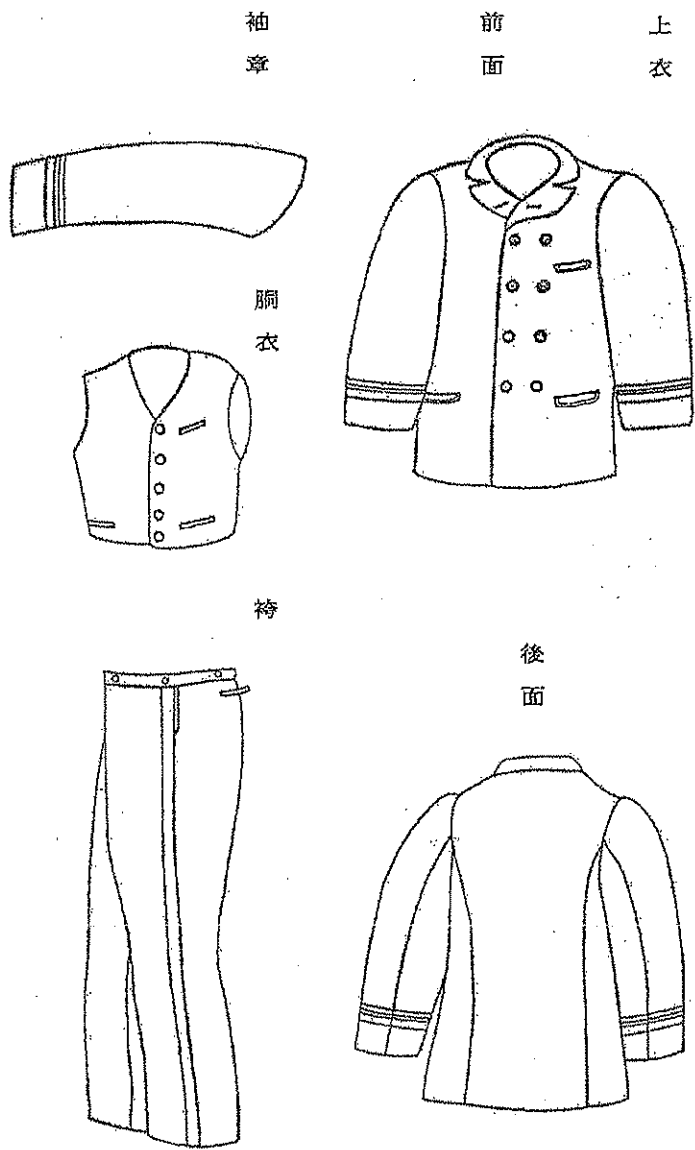
本令ハ明治三十三年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

(別表)

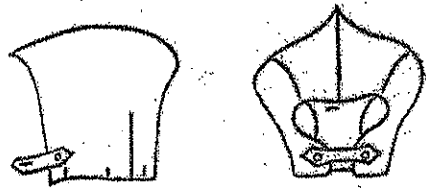
正				間接国税ノ検査ニ従事スル官吏服制
衣 上				
鈕 釦	袖 章	製 式	地 質	
鈕釦	袖章	製式	地質	
正服ニ同シ	正服ニ同シ	正服ニ同シ	濃紺絨	
金桜花胸部ニ二行一行四箇、図ノ如シ	幅三分幅二分黒線各一条線ノ間隙一分五厘、図ノ如シ	背広折襟胸二重、図ノ如シ		

間接国税ノ検査ニ従事スル官吏服制

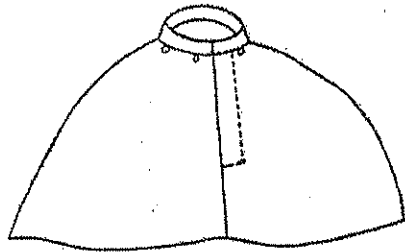
服 夏				服						
衣 上				帽			袴		衣 胴	
鈕 釦	袖 章	製 式	地 質	徽 章	製 式	地 質	側 製 式	地 質	鈕 釦	地 質
鈕釦	袖章	製式	地質	徽章	製式	地質	側製式	地質	鈕釦	地質
正服ニ同シ	正服ニ同シ	正服ニ同シ	濃紺セル地	金繡製桜葉五枚抱合セ中央ニ桜花一箇ヲ付シ帽ノ周囲ニ幅二分幅一分黒線各一条ヲ付ス線ノ間隙一分、図ノ如シ	円形ニシテ黒革ノ眼庇及支革ヲ付シ両端各一箇ノ金桜花鈕釦ヲ以テ留ム、図ノ如シ	上衣ニ同シ	長サ靴踵上ニ止ル兩股ニ物入各一箇ヲ付ス、図ノ如シ	上衣ニ同シ	金小形桜花一行五箇	上衣ニ同シ



雨 覆	雨		外				夏				
	衣 製 式	地 質	鈕 釦	袖 章	製 式	地 質	袴		衣 鈕 釦	胴 地 質	
							帽 製 式	側 章 式			地 質
濃紺絨、図ノ如シ	立襟、隠シ鈕釦、長サ手甲ノ隠ルルヲ度トス	正服ニ同シ	金桜花胸部ニ二行一行六箇後部ニ八箇ヲ付ス、図ノ如シ	正服ニ同シ	折襟胸二重、図ノ如シ	正服ニ同シ	正帽ニ白布ヲ蓋フ	正服ニ同シ	正服ニ同シ	正服ニ同シ	正服ニ同シ



雨
履



雨
衣

釦

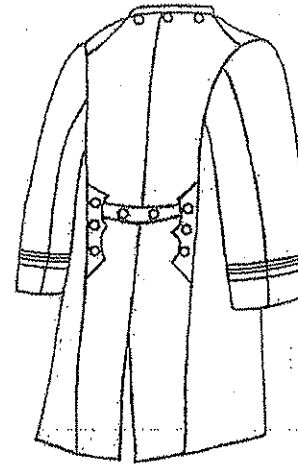


〔法令全書〕

徽
章



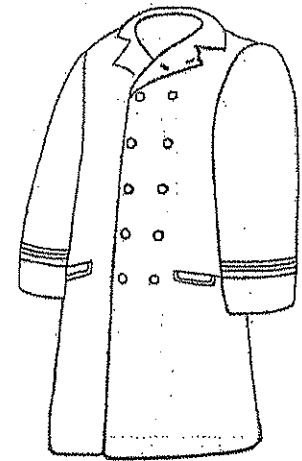
後
面



帽



前
面
外
套



達第七号

各稅務署

間税ノ検査ニ従事スル官吏ニシテ勅令ニ定ムル制服ヲ着用スルモノハ左ノ服装心得ヲ厳守スベシ

明治三十三年一月二十日

横濱稅務管理局長吉藤重高 印

間税官吏服装心得

服装ハ左ノ各項ニ依ルベシ

- 一 シヤーツ、襟、カフ、及執務ノ時手袋ヲ要スルトキハ白色ヲ用ヒ、襟飾ハ黒色ヲ用フベシ
- 二 制帽ハ端正ニ冠戴シ偏倚スベカラズ
- 三 制帽ノ縮革ハ臍部ニ懸クルノ外他ニ移スヘカラス
- 四 被服ハ常ニ清潔ニスヘシ
- 五 室内執務ノ場合ノ外上衣並ニ外套ノ鈕釦ハ正シク故ムヘシ、且釦ヲ生セシメサル様注意スヘシ
- 六 執務ノトキハ上衣ノ襟ハ常ニ折ルヘシ
- 七 雨雪ノ外執務中昼間頭巾ヲ着スヘカラス
- 八 雨雪等ニアラサルトキ袴ノ上ニ長靴ヲ穿クヘカラス
- 九 頸巻ヲ用フヘカラス

134 明治33年1月 間税官吏服装心得励行の件

訓第一号

各稅務署

但シ病氣ノ為メ許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニアラス

- 十 外套ハ室内ニ於ケルトキハ脱スヘシ
- 十一 執務中殊ニ外見多キ場所ニ於テ衣袴ノ「ポケット」ニ手ヲ入レ或ハ柱其ノ他ニ倚掛ル等ノ如キ粗漫ノ姿勢ヲ為スヘカラス
- 十二 臨検等ノ場合ニ於テ扇ヲ用ユヘカラス
- 十三 制服ヲ着シタルトキハ傘ヲ使用スヘカラス

(昭52 東京 1)

本月十九日勅令第十一号ヲ以テ間税ノ検査ニ従事スル官吏ノ服装ヲ制定セラレタルヲ以テ、別ニ服装心得、礼式心得等ヲ制定セリ、惟フニ此ノ制ヲ定メラレ国家ニ縁由アル徽章ヲ付セラレタルモノハ法律ニ定メタル職權アル主任官吏ガ正当ニ其ノ職務ヲ執行スルコトヲ一般ニ表明シ、自他ノ便宜ヲ計ルノ旨趣ニ出テタルモノニシテ、敢テ威柄ヲ示スガ為メニアラス、故ニ之ヲ着用スルモノハ常ニ国家的精神ノ涵養ニ努メ制服其ノモノヲ敬重シ益々忠順ニシテ廉潔ノ風ヲ養ヒ、内外ニ涉リテ儀礼ヲ修メ温容ヲ保チテ敢テ迫ラザルヲ專要トス、各自其ノ旨趣ノアル処ヲ篤ク服膺シ服装及礼式ノ心得ヲ厳守励行シ恐モ非礼惰弱ノ風姿ナキヲ期スヘシ

明治三十三年一月二十日

横浜稅務管理局長齊藤重高

印

(昭52 東京 1)

135 明治33年1月 間稅官吏禮式心得の件

達第六号

各稅務署

間稅ノ検査ニ從事スル官吏ノ禮式心得左ノ通相定ム

明治三十三年一月二十日

横浜稅務管理局長齊藤重高 印

間稅ノ検査ニ從事スル官吏ノ禮式心得

第一条 間稅ノ検査ニ從事スル官吏服制ヲ著シタルトキハ本式ニ依リ禮式ヲ行フモノトス

第二条 職務執行ノ為メ止ムヲ得サル場合ノ外上官ニ對シテハ禮式ヲ行ヒ、上官ハ之ニ答禮シ、同班ハ互ニ禮ヲ為ス

ヘシ

第三条 室内ニ於ケル禮式ハ禮ヲ受クヘキ人ニ對シ正面シ姿勢ヲ正ウシ兩手ヲ垂下シシ其ノ眼ニ注目シ体ノ上部ヲ少

シク前ニ傾クルモノトス

第四条 室外ニ於ケル禮式ハ禮ヲ受クヘキ人ニ對シ姿勢ヲ正フシ右手ヲ舉ケ五指ヲ伸シ掌ヲ左方ニ向ケ諸指ヲ接シ食

指下中指ヲ帽底ノ右側ニ當テ、左手ヲ垂下シ其ノ眼ニ注目スルモノトス

但シ雨中頭巾ヲ被リタル場合モ亦之ニ準ス

第五条 天皇陛下 皇后陛下 皇太子殿下 皇太子妃殿下及皇族ニ奉對シテハ停歩正面シテ直立シ兩足ヲ整ヘ右手ニ

帽ノ前庇ヲ摘ミ之ヲ垂直ニ提ケ帽ノ内部右股ニ對セシメ、左手ヲ垂下シ頭ヲ垂レ体ノ上部ヲ前ニ傾ケ最敬禮ヲ行

フヘシ

第六条 外国ノ皇帝皇后皇族及大統領同夫人ニ於ケルモ亦前條ニ依リテ最敬禮ヲ行フヘシ

第七条 天皇奉祝ノ奏樂ニ接スルトキ着帽ノ場合ニハ之ヲ脱シ其ノ他相當ノ敬意ヲ表スヘシ

第八条 軍旗ノ通過ニ際シテハ前條ニ準スヘシ

第九条 稅務管理局及稅務署高等官ニ逢フトキハ停歩シテ禮式ヲ行フヘシ

第十条 執務ニ際シ他ノ高等官ヲ認ムルトキハ前條ニ準スヘシ

但シ外国高等官及外国人ニシテ帝國勳章ヲ佩用スルモノニ於ケルモ亦同シ

第十一条 同班相互ニ於テハ本式第五條ニ依ラスシテ輕ク右手ヲ舉ケ諸指ヲ伸シ帽庇ニ触レテ禮ヲ為スヘシ

第十二條 物品ヲ攜帶シ相當ノ禮式ヲ行フ能ハサルトキハ禮ヲ受クヘキ人ニ注目シ体ノ上部ヲ少シク前ニ傾ケ若一手

ニ攜帶スルトキハ右手ヲ帽ニ當ツヘシ

第十三條 内外人民ヨリ禮ヲ受ケタルトキハ之ニ相當ノ答禮ヲ為スモノトス

第十四條 營業主等ニ接スルトキハ適宜相當ノ禮ヲナスヘシ

第十五條 室内ニ於テハ帽ヲ脱スヘシ

(昭52 東京 1)

136 明治33年2月 服装規約追加の件

牒第五二号

客年九月十二日付庶乙第二七六九号ヲ以テ局長ヨリ内示相成候服装規約中左之通追加可成候間、依命此ノ段及内牒候也

明治三十三年二月九日

庶務課長梅沢連 印

藤沢稅務署長宇佐美殿

第一条第二項

稅務署長及本局々員稅務ノ監督又ハ監督補助トシテ出張スルトキハ「フロックコート」又ハ黒色「モーニングコート」ヲ着用スルコトヲ得

(昭52 東京 上)

137 明治33年4月 間接國稅檢査官吏被服費補給規程制定の件

第八二二号 局収受第三七〇号

明治三十三年四月十二日

間接國稅檢査官吏被服費補給規程左ノ通相定メ明治三十三年度ヨリ施行ス

明治三十三年四月九日

大藏大臣伯爵松方正義 印

(別紙)

第一条 常務トシテ間接國稅ノ檢査ニ從事スル稅務屬ニシテ九級俸以下ノ者ニハ一年度間十五円以内被服費ヲ補給ス

第二条 前条ノ補給額ハ管理局長之ヲ定メ届出ヘシ

第三条 新三第一条ノ規定ニ該当スルニ至リタルトキハ其ノ日ヨリ補給シ、第一条ノ規定ニ該當セサルニ至リタルトキハ其ノ日マテ補給ス

第四条 補給額異ナリタルトキハ其ノ翌日ヨリ補給額ヲ増減ス

第五条 転勤ノトキ後任庁ニ於テ第一条ノ規定ニ該當スル事務ニ從事スルトキハ転勤発令ノ翌日ヨリ補給ス

前項ノ場合ニ於テ同一管理局管内ノ転勤ナルトキハ打切計算ヲ為サス

第六条 補給額ハ之ヲ四分シ六月、九月、十二月、三月ノ末日(休日ニ當ルトキハ繰上ク)ニ支給ス、但シ第一条ノ規定ニ該當セ

サルニ至リタルトキハ其ノ際支給ス

第七条 日割計算ノ場合ニ於テ八月割額ニ依リ其ノ月ノ現日數ニ応シ支給ス、但シ一ヶ月以上ナルトキハ其ノ月數ニ對シテ八月割額ヲ支給ス

(平1 札幌 107)

138 明治33年4月 服装規約附属稅務官吏服装表中改正の件

内訓第二号

各課

各稅務署

服装規約附属稅務官吏服装表中左ノ通更正ス

右内示ス

明治三十三年四月十二日

横浜稅務管理局長齊藤重高 印

- 一 衣製式欄圖ノ如シノ下「夏ハシングル形ヲ用フルコトヲ得」ノ十四字ヲ加フ
- 一 帽ノ欄禁スノ下「夏ハバナマ風ノ夏帽ヲ用フルコトヲ得」ノ十三字ヲ加フ

(昭52 東京 1)

139 明治33年4月 服装規約第三条は間稅の検査員にも依然適用の件

内訓第三号

稅務署

服装規約第三条ハ間稅ノ検査員ニモ依然適用ス

右内示ス

明治三十三年四月十三日

横浜稅務管理局長齊藤重高 印

(昭52 東京 1)

140 明治33年4月 間稅官吏被服補給規程制定の件

達第七九号

稅務署

間接國稅ノ検査ニ從事スル官吏被服補給規程左ノ通り相定メ、明治三十三年度ヨリ施行ス

明治三十三年四月二十五日

横浜稅務管理局長齊藤重高 印

間接國稅ノ検査ニ從事スル官吏被服補給規程

第一条 常務トシテ間接國稅ノ検査ニ從事スル稅務屬ニシテ九級俸以下ノモノハ被服費補給トシテ左ノ金額ヲ支給ス

九級俸ヲ受クルモノ 一年度間 金十円

十級俸ヲ受クルモノ 〃 〃 金十三円

十四円以下ノ俸ヲ受クルモノ 〃 〃 金十五円

第二条 新二第一条ノ規定ニ該當スルニ至リタルモノハ其ノ日ヨリ補給シ、第一条ノ規定ニ該當セサルニ至リタルト

キハ其ノ日マテ補給ス

第三条 補給額ノ異ナリタルトキハ其ノ翌日ヨリ補給額ヲ増減ス

第四条 転勤ノモノニシテ第一条ノ規定ニ該当スル事務ニ従事スルトキハ転勤発令ノ翌日ヨリ補給ス、但シ本局管内
転勤ノモノハ打切計算ヲ為サス

第五条 補給額ハ之ヲ四分シ六月、九月、十二月、三月ノ末日(休日ニ當ルルトキハ繰上ク)ニ支給ス、但シ第一条ノ規定ニ該当セサル
ルニ至リタルトキハ其ノ際支給ス

第六条 日割計算ノ場合ニ於テ八月割額ニ依リ其ノ月ノ現日数ニ応シ支給ス、但シ一ヶ月以上ナルトキハ其ノ月数ニ
對シテ八月割額ヲ支給ス

(昭22 東京 1)

141 明治33年4月 間稅事務講習に際し目賀田主稅局長演說の件

稅第一四号 五月三日

庶務第三二七号

議ニ當局ニ於テ間稅検査員ヲ召集シ技術ニ関スル講習ヲ為サシメタル際目賀田主稅局長臨場演說セラレ候処、稅務上
參考ニ資スヘキ要領ル多キヲ認メ候條、印刷ニ付シ別紙一部及御送付候也

明治三十三年四月十三日

東京稅務管理局長 桜井鉄太郎 印

郡山稅務管理局長小林重殿

(別紙)

主稅局長演說ノ大意

這回當局ニ於テ間稅事務講習ノ學アルニ方リ平素想ヒ付キタルニ、三ノ点アルヲ以テ各員ノ参考迄ニ茲ニ一言ヲ懇話
セントス

抑モ吾邦租稅ノ制度ハ其ニ近來ノ發達ニ屬スルモノニシテ維新以來漸ク發達ノ途ニ上リタルモ未タ完全ノ域ニ達シタ
ルニアラス、現今尚進歩ノ途中ニ在ルモノト云フヘシ、就中間稅ノ如キハ近時ニ於ケル財政上ノ必要生シタルト、又
彼ノ改訂條約實施ノ結果租稅ニ関スル帝國自主權ノ回收ト共ニ、今ヤ殆ント完全ナルニ至レリ、凡ソ間稅稅ノ多數ハ
間稅ト密接ノ關係アルモノニシテ、終始其ノ連絡ヲ共ニセサルヘカラサルモノナルニ、從來未タ其ノ目的ニ達セス、
平素遺憾ニ覺ヘシガ、近時ニ至リ漸ク之ガ一致ヲ見ルニ至レリ、例ヘハ酒造稅法ニ於テ酒精ノ五十度ヲ超過スルモノ
ハ、一度ヲ加フル毎ニ稅額一円ヲ増スノ規定ハ彼ノ關稅法ニ於ケル從價ニ倍半ノ稅率ニ比シ互ニ權衡ヲ保ツモノニシ
テ、又彼ノ葉煙草ニ對スル輸入稅十割ノ稅率ハ政府ノ經營ニ屬スル葉煙草專賣ノ事業ト相俟テ、其ノ効力ヲ完カラシ
ムルモノナリ、夫レ此ノ如ク吾邦租稅ノ制度モ漸ク其ノ發達ノ緒ニ就キ將來益々進歩ノ域ニ達セントス、此ノ際租稅
ノ行政ニ従事スルモノハ大ニ是等ノ点ニ注目シテ之ガ研究ヲ為サミルヘカラス、故ニ間稅ノ事務ニ従事スル各員ガ茲
ニ稅法并ニ課稅物件ニ関シ研究ヲ為スハ最モ必要ノコトナリト信ス

過般稅務管理局ニ技手ノ設置アリテヨリ技手ノ職務ト檢稅ノ事務トハ明カニ區別サル、コトナリ、即チ課稅物件ノ
性質ヲ調査シ其ノ如何ナルモノナルヤヲ確定スルハ專ラ技手ノ職務トナス所ナレトモ、各員ノ如キ間稅ノ事務ニ従事
スル者ハ亦大ニ技術的ノ研究ヲ為シ置クヘキ必要アリ、何トナレハ酒類ノ如キ從來ノ米ノミヲ原料トセルモノニ止マ

ラス其ノ他異種ノ酒類モ製造セラル、ニ至ラントスル今日ナレハ、技術上之カ製造ノ理ヲ究メ、一般ニ釀稅物件ニ付テ研究ヲ遂ケ置クハ最モ必要ノコトナラン

唯リ稅法ノミナラス之ニ付隨スル諸種ノ法律モ今ヤ漸次改正セラレ、彼ノ間接國稅犯則者處分法ノ如キ先般已ニ議會ノ協議ヲ經タルヲ以テ必スヤ早晚發布セラル、コト、信ス、之ニ付テ一言スヘキハ抑モ此ノ處分法ナルモノハ一ノ私和處分ニシテ、司法處分トハ明カニ區別サルベキモノナリ、然ルニ從來其ノ適用上多少司法處分ニ類スルカ如キ氣味ナキニアラス、局外者ノ間ニ於テモ宛カモ彼ノ警察ニ於ケル違警罪即決例ノ如クニ觀察スルモノアレトモ、之レ大ニ然ラス、蓋シ違警罪即決例ナルモノハ当事者ガ司法裁判所ノ判決ヲ審ムルニ先タチ、必スヤ先ツ即決處分ノ言渡ヲ受ケサルヘカラス、然レトモ間稅犯則處分ニ至リテハ其ノ通告ニ応スルト否トハ一ニ關係者ノ任意ニ在リ、之レ其ノ司法處分ト趣ヲ異ニスル所以ナリ、此ノ處分法ニ付テハ目下頗ル研究ヲ為シツ、アル所ナルカ、外國ニ於ケル犯則者處分ノ実況等ヲ聞クニ其ノ制度タル甚タ簡ニシテ又タ實際上頗ル便利ニ行ハレ、敢テ錯雜ヲ生シ議論ニ亘ルカ如キコトナシトイヘリ、曩ニ外國ニ派遣セラレタルハ稅關員ノ調査ニ依ルモ、關稅ニ關スル犯則處分ノ規定ハ森林道路等ノ犯則處分ニ關スル規定ト共ニ同一法律中ニ規定セリ、本邦ニ於テハ關稅並ニ間接稅ニ關スル犯則處分法ハ今ヤ殆ント同一ノ規定トナレルモ尚未タ其ノ法律ヲ異ニセリ、然ルニ外國ニ於テハ之等ノ規定ハ已ニ二ツノ法律ニアラスシテ、凡テ一法律ヲ以テ規定セラレ居ルナリ、其ノ施行上ノ有様ヲ聞クニ例ヘハ關稅法ノ犯則ニシテ申告ヲ詐ハルコト、命令ニ從ハサルコト、為スヘキコトヲ為サザルコト等ノ場合ニ於テハ何レモ犯則者ノ尋問ヲナサス、主任官吏ハ直チニ其ノ願末ヲ錄取シ、之ヲ予メ不動文字ヲ印刷セル一定ノ用紙ニ記入シ、別ニ本人ヲシテ記名セシムル等ノコトナグ、直チニ關係ノ部長ヲ經テ稅關長ニ差出シ、稅關長ハ一覽ノ上之ニ記名シ直チニ之ニ通告書ヲ交付シテ、何某ノ何日ノ行為ハ稅法第何條ニ該ルハ別紙書面ノ通りニツキ何円ノ罰金ニ相當スル金額ノ納付ヲ要ス、依テ之ニ同意ナキトキハ何

日迄ニ之ヲ当庁ニ納メラルヘシトノ通告ヲ為ス、此ノ場合ニ犯則者ノ方ニ於テハ態々裁判所ニ出テ、公然處罰ヲ受クルノ累モナク、又犯罪ニモ至ラス前科ノ一トモ數ヘラレサルガ故ニ、進ンテ直チニ金員ヲ納完スルカ如キ最モ簡便ナル手續ナルガ如シ、想フニ間接稅ニ關シテモ尚之ト同一ノ取扱ニ出ツルナラン、其ノ他尚參考ニ資スヘキモノ少ナカラサルヘキカ故ニ、過日松本司稅官ヲ自耳義ニ派遣シ、是等稅法改良上諸般ノ取調ヲ為サシムルコト、ナレリ、而ルニ現今吾邦ノ取扱方ハ更ニ前述ノ如クナラス、必ス一応本人ノ面前ニ於テ調書ヲ作り之ニ記名セシメサレハ安ンセサルノ風アリ、何トナレハ外國ノ例ノ如ク独リ主任官吏ノミニテ事實ヲ錄取シ、犯則ノ書面ヲ作ルコト、ナストキハ吾邦ニテハ一方ニ於テ官吏力自己ニ勝手ナル記載ヲ為シ、又或場合ニ於テハ書面中ニ何ヲ書クカ分ラヌト云フカ如キ疑惑ヲ懷クモノモアリテ、多少手續ノ煩ハシキ嫌ハアルモ、尚從前ノ如ク本人ノ面前ニ於テ調書ヲ作ラシムル方安全ナラントノ說ヲ為スモノモアリ、我邦今日ノ民度ニテハ未タ悉ク外國ノ例ノ如クナル能ハスト雖モ、漸次稅法ノ改良發達ト共ニ人民ガ官ニ對スル心服ノ度モ一層ノ深キヲ致シタル場合ニハ、此ノ外國ノ例ヲ採ルハ頗ル適當ナラント想ヘリ

間稅犯則處分ノ取扱上ニ就テハ尚改良スヘキ点ニ、三アリ、從來犯則ノ調書ヲ見ルニ往々違犯者カ前ニモ曾テ違犯ノ處分ヲ受ケシコトナキヤ否ヤヲ尋問セルモノアリ、之等ハ處分上何等ノ關係ナキコトニシテ畢竟無用ノ取調ナラン、又時トシテハ犯則ノ行為ヲ咎ムルコト頗ル嚴ニ違犯者ヲ叱責スルカ如キ尋問ノ事項ヲ見ルコトアリ、之亦處分上不要ノコト、ス、或ハ強テ本人ヲシテ犯則ノ尋問ニ屈服セシメ無理ニ犯則ノ事實ヲ認メシムルカ如キ傾キアル、之皆從來ノ風習ニ基クモノ多カルヘシト雖モ決シテ宜シカラス、須ラク改良ヲ加フヘキノ点ナラン、尚此ノ處分法ノ取扱上ニ付テハ專ラ手續ノ敏捷ヲ期シ無用ノ手数ヲ省略スルコトニ注意セハ、追々其ノ弊モ避ケ得ヘキコトナラント考フ制限ニ付テモ一言ヲ要スルモノアリ、此ノ服制ノ実施ニ付テハ多年間各管理局長ト共ニ予ノ希望セル所ナリシガ、只

其ノ施行ノ困難ナルヨリシテ不得止躊躇セシ次第ナルモ、今ヤ已ニ其ノ期熟シ遂ニ今回実施セラル、コト、ナレリ、此ノ制服ニ付テモ各員ハ少シク間税検査ナル職務ノ何タルヤヲ玩味シ考究スヘキモノアリ、何トナレハ間税ノ事務ハ直税ト異ナリ、専ラ事實ノ發生ニ基キテ税ヲ課スルモノナルカ故ニ庁外ニ於テ執務スルコト其ノ多キニ居リ、加之間税ノ検査ナルモノハ能ク其ノ系統脈絡ヲ糺ストキハ査定以外ニ所謂間税ノ監視ヲモ含メルモノニシテ、即査定ハ單ニ課税物件ノ数盤ヲ確定シ、監視ハ其ノ数盤ヲ定ムルト同時ニ課税物件ノ脱逸ヲ監視スルニ在リ、而シテ道般間税官吏ノ制服ヲ定メラル、ニ當リ、大蔵大臣ガ閣議ヲ請ハレタル要領ノ一ハ已ニ内地雜居ニモ至リタル今日ニ當リ間税ノ監視即間税警察ノ職務執行上世人一般ニ対シテ其ノ官吏タル品位ヲ保タシメンカ為メ、一ハ又庁外ニ於ケル執務ノ便ヲ与ヘンカ為メニ制服ヲ定メ必要アリト云フニアリ、故ニ將來益々堅ク此ノ趣旨ヲ服膺セラルヘキモノナリ、尚又此ノ制服ニ付テハ余リ威嚴マシカラシメサル様施行ノ際特ニ各稅務管理局長ニモ協議スヘキ旨申サレタルコトアリ、制服ハ外形上動モスレハ人民ヲ感服セシメ、彼等ヲシテ兎角外形ノ端嚴ナルニ畏縮セシムルカ如キ傾キヲ生シ易シ、之レ決シテ制服ヲ定メラレタル精神ニアラス、制服ハ之ヲ着スルニ於テハ人民一目シテ其ノ間税官吏タルヲ覺リ、自然ニ尊敬ノ念ヲ生シテ此ノ人ノ為スコトナラハ間違ヒナカルヘシトテ信憑ノ度ヲ加ヘ、其ノ行為ニ対シテハ毫モ疑ヲ挿マズ、安ンシテ其ノ命ニ服従スルニ至ラシムルコソ、實ニ制服ヲ定メ要旨ナラント信ス、之ニヨリ猥リニ威嚴ヲ違フシ徒ラニ僣傲ナルカ如キハ、實ニ間税官吏タルノ体面ヲ損シ信ヲ人民ニ保ツ所以ニアラサレハ能ク其ノ辺ニ注意シ、苟クモ制服ノ趣旨ヲ誤ラサル様注意セラルヘシ

尚一言ヲ要スルハ間税事務ニ付從來往々誤解ニ陥リタルコトナキヤノ一事ナリトス、即往々稅務ハ獨立スヘシ、稅務ヲ勵行スヘシト云ヒテ、稅務ト云ヘハ殆ント監視事務即間税警察事務ニ限ルカ如ク狹義ノ意味ニ解シ煩リニ其ノ勵行ヲ唱フル者アリ、曰ク或ル時水害起リ交通自由ナラサルトキニ當リ徵稅令書ハ舟ニ乘リテ之ヲ配付シ期限ヲ誤ラサル

様取計ヒタリ云々ト、予ハ斯ル天災ニ際シ各人ガ狼狽困難スル場合ニ於テ斯クマテ勵行スト云フハ決シテ其ノ當ヲ得タリト云フヘカラサルコトヲ信ス、又試ニ一例ヲ挙ケシニ或検査員カ村落ニ於テ濁酒密造ノ犯則ヲ檢拏シツ、アリシニ、物珍敷ク頑是ナキ兒童ノ傍觀スルモノアリ、自家ニモ此ノ類ノモノアリト告グルモノアリタランニハ検査員タルモノ此ノ際如何ニ之ニ処セントスルカ、予ノ見ル所ヲ以テスレハ今直チニ之ヲ檢拏スルガ如キハ甚タ面白カラサルコトナリ、若シモ漫ニ責任ナキ兒童ノ言ニ憑リ之ヲ取調ヲ為サンカ、吾ニ頑是ナキ兒童カ其ノ父兄ニ叱責セラレテ終生怨恨ヲ遺スノミナラス、犯則者モ亦官吏ヲ怨嗟シ動モスレハ其ノ無情ニ激スルカ如キコトナキヲ保セス、故ニ之等ノ場合ニ於テ取調ノ必要アリトセハ、宜シク端緒ヲ更メテ別ニ正當ノ手續ヲ進行スルヲ可トス、即チ予ノ所見ヲ以テスレハ稅務ノ執行ハ一切容赦ナク勵行スルコトヲ以テ本旨トナスモノニアラス、其ノ分掌ニ依リ執務ノ階段ニ從ヒ各員ノ見計ヒニヨリ適宜ノ措置ヲナスヘク、要ハ舊法規ノ示ス処ニ從ヒ範圍ヲ脱逸セス、又規定以內ニ退縮セサルニアルノミ

今ヤ改訂條約ノ実施セラル、ニ當リ一方ニ於テ帝國ノ權利ヲ完全ニ回収シタルト共ニ、他方ニ於テ吾人ハ種々ナル責任ヲ有ス即條約實施ノ際ニ於ケル 昭勅ニハ綱紀ヲ振ヒ、治化ヲ施キ、内國運ノ隆昌ヲ致シ、外列國ノ交誼ヲ敦クスルコトヲ得タリ、而シテ 朕カ年来ノ宿望タル條約ノ改訂ハ規畫ヲ悉シ、交渉ヲ累ネテ、竟ニ締盟各國ト妥協ヲ遂クルニ至ル云々トアリ、又公ニ奉スルニ厚キ臣民ノ深ク 朕カ意ヲ体シテ開國ノ國是ニ恪遵シ、億兆心ヲ一ニシテ善ク遠人ニ交リ云々トアルハ各員ノ親シク奉讀セル所ナリ、抑モ條約改正ノ困難ナリシ原因ハ種々アレトモ、其ノ最モ見易キハ彼我風俗習慣ノ異ナルコト、即相互ノ感觸ヲ異ニスルコトカ其ノ實際上ニ於ケル原因タリシナリ、此ノ風俗感觸ノ差異ヨリシテ外人ヨリスレハ未タ十分ニ信用ヲ吾國ニ繫クコト能ハス、常ニ安ンセサルノ風アリシガ、今ヤ其ノ感觸モ和キ、布カレタル治化ノ厚キニ依リ、張ラレタル綱紀ノ汎キニ依リ、茲ニ改正條約ノ實施ヲ見ルニ至レリ、

而シテ今後此ノ改正条約カ果シテ平穩ニ行ハレ行クヤ否ヤハ吾々ノ最モ注意セサルヘカラサル所ニシテ、帝國ノ官吏タル吾々特ニ稅務ニ從事スルノ官吏ハ能ク此ノ内外ノ事情ヲ察シテ彼等外人ヲ心服セシメ、帝國官吏ノ行為ニ對シテ疑懼ノ念ヲ懷カシメサルノミナラス、總テノ外人ヲシテ帝國ノ全体ニ對シ安心事ニ從フノ境ニ至ラシメサルヘカラス、從來我カ日本ノ風習トシテ太タ外人ノ了解セサルコト多ク、為メニ屢々紛紜ヲ招クコトアリ、之カ卑近ノ例ヲ示セハ元來吾邦ノ役所ハ秩序ヲ重シシ事務ノ取扱方確実ヲ旨トスルヨリ、從テ之ニ付帶シテ生スル不便ノ廉モ少ナカラス、動モスレハ所謂杓子定規ニ流レ、理屈ニ拘泥シ、或ハ分掌ヲ争フカ如キコトアリ、之レ蓋シ外人ノ最モ了解ニ苦ム所ナリ、蓋シ一人ノ官吏一己ノ分掌ヨリスレハ其ノ職分ヲ全フセルモノト云フヲ得ヘキモ、一方ニ於テ各部ノ連絡完全ナラサルカ故ニ結局全部ニ對シテ事務ノ沮礙ヲ來シ、不便ヲ醸スノ基トハナルナリ

前述セル事項ノ如キハ向後追々諸種ノ方法手段ニヨリテ細密ナル研究ヲ遂ケ、事務執行上ノ目的ヲ統一シ、之ガ手續ヲ明カニシ、事務ノ区域ヲ定メ、而シテ之ヲ行フニハ其ノ適実ヲ得併セテ人民ノ信憑ヲ全クシ、進ンテ稅務ノ体面ヲ改メ、帝國稅法ノ綱紀ヲ舉クルコトハ一ニ各員ノ研究ニヨルコト、信ス、尙將來益々一般稅務官吏ノ品操ヲ高メ、其ノ風紀ヲ高尚ニシ、人民ヲシテ自然ニ尊重ノ念ヲ増サシメンコトハ各員ト共ニ亦予ノ希望ニ堪エサル所ナリ

(昭44 仙台 48)

142 明治33年5月 間稅官吏法廷内は脱帽の件

内訓第五号

各稅務署

間稅ノ検査ニ從事スル官吏証人等トシテ裁判所ノ召喚ヲ受ケ出廷スルトキハ制服ヲ着用スヘキハ勿論、訟廷内ニ於テハ脱帽スルモノトス
右内示ス

明治三十三年五月二十四日

横浜稅務管理局長齊藤重高 圖

(昭52 東京 1)

143 明治33年6月 間稅検査官吏被服費補給の件

局長訓甲第三九号 明治三十三年六月一日

間稅検査官吏被服費補給ノ件

間稅課
庶務課
稅務署

間接國稅検査官吏被服費補給額左ノ通り相定メ明治三十三年度ヨリ施行ス

年月日

局長

九級俸

年額金十二円

十級俸并二特別俸ノモノ

全 金十四円

(平一 札幌 107)

144 明治33年6月 間接国税検査官吏被服費補給規程の件

被服費補給之件各署へ通牒按伺

按

間接国税検査官吏被服費補給規程別紙之通大蔵大臣ヨリ令達有之候条及通牒候也

明治三十三年六月

局長

〔別紙〕

第一条 常務トシテ間接国税ノ検査ニ従事スル稅務屬ニシテ九級俸以下ノ者ニハ一年度間十五円以内被服費ヲ補給ス

第二条 前条ノ補給額ハ管理局局長之ヲ定メ届出ヘシ

第三条 新二第一条ノ規定ニ該当スルニ至リタルトキハ其ノ日ヨリ補給シ、第一条ニ該当セサルニ至リタルトキハ其ノ日マテ補給ス

第四条 補給額異ナリタルトキハ翌日ヨリ補給額ヲ増減ス

第五条 転勤ノトキ後任庁ニ於テ第一条ノ規定ニ該当スル事務ニ従事スルトキハ転勤発令ノ翌日ヨリ補給ス

前項ノ場合ニ於テ同一管理局管内ノ転勤ナルトキハ打切計算ヲ為サス

第六条 補給額ハ之ヲ四分シ六月、九月、十二月、三月ノ末日(休日ニ當ルルニ支給スル)ニ支給ス、但シ第一条ノ規定ニ該當セサルニ至リタルトキハ其ノ際支給ス

第七条 日割計算ノ場合ニ於テ八月割額ニ依リ其ノ月ノ現日數ニ応シ支給ス、但シ一ヶ月以上ナルトキハ其ノ月數ニ對シテ八月割額ヲ支給ス

(平一 札幌 107)

145 明治33年7月 内地雜居につき稅務執行上内外国人に遺憾なきよう注意の件

庶乙第二三二九号

多年ノ問題タリシ改正条約ハ今ヤ既ニ實施セラレ領事裁判權ノ撤去ト同時ニ内地雜居ノ状態トナレリ、而シテ政府ハ之カ為メ夙ニ条約實施準備委員ヲ設ケ周到ナル調査ヲ遂ケ、今回畏クモ懸篤ナル詔勅ノ煥発トナリ、或ハ内閣ノ訓令トナリ、或ハ主管大臣ヲ始メ次官局長ノ訓諭トナレリ、我稅務海毛漸ク將サニ多事ナラントス、諸君ノ内外人ニ對シ執ルベキ事務ノ方針ハ幸ニ開局以來載セテ服務心得ニ瞭然タリ、惟フニ賢明ナル諸君ハ常ニ其ノ任務ノ重大ナルコトヲ服膺セラレ、稅務執行上敢テ遺憾ナキヲ期セラル、ハ信シテ疑ハサル所ナリ、然レトモ職ニ其ノ局ニ當ルモノハ自今一層詔勅及訓令ノ趣旨ニ厚ク注意ヲ盡カサルヘカラス、凡ソ訓令ノ要ハ實踐躬行ヲ主トス、故ニ其ノ実ナキニ於テハ千百ノ訓令アルモ更ニ其ノ詮ナカルヘシ、蓋シ之カ実行ノ順序ハ第一之ヲ下僚ニ同時ニ同一ノ方法ヲ以テ其ノ事体ニ從ヒ伝告スルニアルト、第二平素ノ監督上之カ成蹊ヲ徹スルトニ有之、第三局署間ノ報告ヲ敏捷ナラシメ緩急ニ応シ諸般ノ施設ニ便ナラシムル等はナリ、如此ニシテ内部改良ノ方法秩序整然相立チ、氣脈一貫スルニ於テハ改正条約

等ニ関シ殊更本局長ノ訓令ヲ待タスシテ完全ナル稅務ノ發達ヲ企圖スルヲ得ルハ勿論、内外國人ヲシテ遺憾ナカラシムルニ庶幾カラン歟
依命此ノ段内牒候也

明治三十三年七月二十七日

庶務課長梅津 連 印

藤沢稅務署長内田清雄殿

追テ別紙ハ在帝國米國公使ノ其ノ國人ニ對スル訓告ノ翻譯ニ有之、為御心得及副牒候也

〔別紙〕

日本國ニ於ケル北米合衆國人民ニ与フル注意書

北米合衆國ト日本國トノ間ニ締結シタル新條約ハ本月十七日ヨリ實施セラレントスルニ際シ、其ノ事實ヲ在日本國合衆國人民ニ告知シ併セテ各自ノ權利及利益ニ關シテハ日本國臣民ト同様ニ其ノ國ノ法律及規則ヲ遵守セザルベカラザル維新ノ條件ト義務トヲ負擔スルコトニ對シテ警告セントス

日本國ニ於ケル合衆國領事庁ノ裁判權ハ本月十六日限り廢止セラルベシ、從テ合衆國人民ノ現時享有スル裁判權ノ一部又ハ附屬タル特權免除及特典ハ全然消滅ニ歸スルト同時ニ、該權ハ日本國裁判所ニ於テ之ヲ執行スルニ至ルベシ既ニ發布セラレタル 皇帝陛下ノ詔勅又ハ總理大臣閣下及各省大臣閣下ノ發シタル各種ノ訓令ハ總テ日本國臣民ノ之ヲ遵守スルト同様ニ、外國人モ等シク之ヲ遵守スルニ至ルヲ以テ、予ハ茲ニ在日本國合衆國人民ノミナラズ本國ニ於ケル人民ニ至ルマテ大ニ満足セントコロノ同意ヲ表スルモノナレバ、此等ノ義務ニ關シテハ合衆國國民タルモノ、最モ喜悅ニ感スルコトナルヲ以テ、日本國官吏若クハ其ノ臣民ニ對シテ少シモ不平ヲ抱ク一ノ事狀ダモ存スルコトナキヲ

確心スルナリ

又合衆國ノ人民ハ常時此ノ國民トノ關係ニ於テ其ノ行狀ト行爲ヲ以テ交誼ヲ有スル此ノ國民及其ノ法律・規則・慣習ノ愛重スルノ念アル事ヲ知ラシメ 皇帝陛下及政府ノ高官ニ因リ總テノ日本臣民ニ訓告セラレタル懇切・慎重・公平ナル取扱ニ酬フル為メニ其ノ相互ノ友情ヲ表明スヘシ

合衆國ハ列國ニ先タチ日本國ト和親修好及通商條約ヲ締結シ、歲ヲ閱スルニ從ヒ兩國ノ交誼ヲ擴張増進セシヲ以テ在日本國合衆國人民タルモノハ各能ク其ノ本分ヲ守リ、本國人民ヲシテ批疑セシメザル様心掛ルコト必要ナリ

千八百九十九年七月十日

米國公使

記名調印

アルフレッド・イーバツ

(昭52 東京 1)

146 明治34年6月 間接國稅検査官吏服制中改正の件

庶收第二二九九号ノ二

今般間接國稅検査官吏ニ對スル服制中改正ノ件發令相成候ニ付テハ實施上ニ付左ノ事項承知セラレ度候

一 短袴ハ脚絆着用ノ場合ニ限り着用ノ事

右通牒候也

明治三十四年六月二十六日

東京稅務管理局長田中國三郎 印

147 明治34年12月 營業者の倉庫及び製造場における間稅官吏制帽着用の件

横乙第七九二四号

間稅檢查官吏酒類製造場内等ニ於テ脱帽セス云々民間往々唱スル者有之由、右ハ畢竟民間ニ於テ官吏礼式ノ作法ノ解セサルヨリ疑ヲ有スル儀ト存候ニ付テハ、当業者集會等便宜ノ場合ニ於テ倉庫及製造場ハ室内ト認メサルコト、并ニ明治三十三年一月十五日達第六号間稅ノ檢查ニ従事スル官吏礼式心得ノ要略ヲ周知セシムル様相当御措置相成度、依命此ノ段及通牒候也

明治三十四年十二月二十一日

森山庶務課長 印

三丹藤沢稅務署長殿

148 明治36年1月 間稅檢查官吏の製造場などに臨むときは制帽、外套着用の件

乙秘第五一号

稅務署長

間稅檢查官吏ノ製造場等ニ臨ムトキハ製帽並ニ外套ヲ脱スルコトニ相成居ルヤノ趣ナルモ、右等ハ室内ト同視スヘキモノニアラス、随テ礼式心得施行後ハ制帽並ニ外套ハ着用ノ儘ニテ可然、就テハ之方更改ニ際シ營業主其ノ他一般人民ニ於テ是等礼式ノ作法ヲ解セサルヨリ、或ハ脱帽セスナドノコトヲ唱ヘ多少非議スルモノナシトモ限ラサレハ、此ノ際稅務署内人目ニ解シ易キ處所ヲ撰ミ礼式心得第一条・第三条・第四条・第十二条乃至第十五条ヲ揭示シテ民間ノ疑ヲ解クノ便宜ト為スコトニ取計フベシ、但シ十五条ノ下ニハ一般ノ注意ヲ惹キ易キ様適當製造場等ハ室内ト同視ス、若シ夫レ前項ノ揭示ノミニテハ周知ノ便ヲ欠クト認ムルニ於テハ、当該官吏ヨリ營業者ニ対シ一応口示スルモ亦可ナルヘシ

右内達ス

明治三十六年一月二十二日

熊本稅務監督局長水越理庸 印

149 明治36年4月 間稅官吏服制改正なきにつき夏服調製準備の件

訓乙第一一七号

間稅官吏服制改正ノ義其ノ筋ニ於テ詮議中ノ処、差當リ改正ノ義モ有之間敷ヤニ及關候ニ付テハ、追々夏期ニモ近ツキ候ニ付自然各自夏服調製ノ準備モ可有之下認メ、為念此ノ段及内牒置候也

明治三十六年四月十四日

東京稅務監督局長 印

稅務署長殿

(昭56 東京 2169)

150 明治36年4月 旧式により調製した制服は着用に堪えるまで繼續着用妨げなき件

經秘乙第一七号

明治三十六年四月十七日

須崎稅務署長殿

丸龜稅務監督局 印

間稅官吏制服改正ノ件ニ付舊テ内襟及置候處、今般其ノ筋ヨリ通牒ノ次第モ有之、改正勅令發布相成候トモ旧式ニ規リ調製シタル制服ハ着用ニ堪ユル迄繼續着用シ妨ケナキコトニ可相成カノ趣ニ候条、此ノ際被服ノ調製ヲ躊躇セサル様取計ヲハレ度
右及内襟候也

(平9 高松 450)

151 明治36年4月 転勤職員の被服補給金転勤先へ引き継ぎの件

問第二〇〇号

稅務署長

間稅検査員服装檢閱等ニ關スル内規中左ノ一項ヲ追加ス

明治三十六年四月二十一日

東京稅務監督局長 印

第五項 間稅検査員本局管内稅務署へ転勤シタルトキハ被服補給金ハ転勤先稅務署長へ之ヲ引継クヘシ

(昭56 東京 2169)

152 明治39年1月 間稅官吏の服装は制式に違わざるよう注意の件

乙秘第三五号

稅務署長

間稅官吏ノ服装ニ付テハ予テ訓示ノ次第モ有之各自其ノ制式ニ違ハサル様注意ヲ怠ラサルヘキモ、外勤事務ノ繁忙ニ連シ不知不識ノ間ニ不体裁ニ流レ易キ義ナルヲ以テ、特ニ斯ルコト無之様点檢ノ際注意ヲ加フヘシ
右内示ス

明治三十九年一月十三日

熊本稅務監督局長

(参照)

時ニ或ハ袖口(カフス)ヲ用キヌ又ハ色物ノ裾衣ヲ胸部ニ露出セルカ如キ、或ハ垢染ミタル鞆色ノ襟(カラ)、又ハ胸裾衣ヲ装ヘルカ如キ者アル哉ニテ、稀ニ外部ノ風聞ニ接スルナシトセス、慎ムヘキコトナリ

(昭59 福岡 95)

乙秘第一三二六号

税務署長

昨年特別監視員当局ニ会合ノ節検査監督ニ際シテ通常用ユル所ノ各自ノ言語ヲ集メタルモノノ内、穩当ニシテ常例トスヘキモノ左記ノ通探録シ、仍心得トシテ二、三ノ事項ヲ付記シタルニ依リ為参考送付ス、関税官吏ニ同ヘ指示スル所アルベシ
右内達ス

明治三十九年十月二日

熊本税務監督局長

関税官吏言語の用例及其の心得

- 一 私ハ税務監督局税務属某と云ふ者です
- 二 私ハ何々税務署の検査員ですが貴方あなた營業主ですか
- 三 今日ハ配の熟成検査に來ました
- 四 直と蔵内へ通ります
- 五 検査樽と帳簿は皆持て來て下さい
- 六 醪の臨時検査をしますから尺度など用意させて下さい
- 七 渡木と尺を御貸し下さい
- 八 第六号醪に權を入れて御呉れ

- 九 此の酒母は何号仕込に使用しますか
- 十 石数が足りませぬが汲出を誤ては居りませぬか
- 十一 断じて無いと云ふのですか
- 十二 第八号仕込の醪は前の検査成蹟上より見ると今頃は泡引付の頃と思はるゝがマダ泡が沢山ありますはドーシ夕訳でしよ
- 十三 此の醪は一昨日検査の時迄は経過の良かったのに少し臭気カ出来て居るがドーしました
- 十四 一日に何度宛權を入れました
- 十五 この醪には仕込号其の他の記載一ツも無いが何号です
- 十六 其の梯子をコチラに持て來て下さい
- 十七 醪の面を見るまでは權を入れるのは暫く御待ち
- 十八 蔵男などに於て別に事柄は知りませぬか
- 十九 杜氏たる御前さんの知らぬ訳は無い筈長く考へて御覽
- 二十 向々の三枚とコチラの五枚を掛けて御覽
- 二十一 イヤソレデハない向ふの五枚
- 二十二 ヨシ一貫六百匁
- 二十三 搾の時は槽洩りはせんか能く注意しなさい
- 二十四 御前さん杜氏ですか
- 二十五 是迄何処に居つたのです

- 二十六 アナタの名前をコゝに書きなさい立会のしるしであります
- 二十七 是で検査は終わりました
- 二十八 あなたの方は昨年度の原料米の平均直段はイクラに上りました
- 二十九 糠の価はイクラしますか
- 三十 当時は米はイクラで買入れますか
- 三十一 灰持清酒を一升三十錢内外に小売せらるゝのは何割の和水したるものですか
- 三十二 当家に犯則事件ヲ証明スヘキ物件蔵匿しありと認め法律に従ひ捜索しますから立会を求めます
- 三十三 営業主及其の親族関係代理人には「アナタ」と呼び、番頭杜氏以下の雇人に対しては場合に依り「ヤマエサ
ン」又は「ヤマエ」と呼ぶ事もあるへし
- 三十四 他を呼ぶに「オイ、く」「コラ、く」と云ふが如きは堅く避くへし
- 三十五 命令の言葉は成るべく角立たざる様注意すへし
- 三十六 室内は勿論土間製造場等荷も区画ある場所に無断にて立入ることを堅く避くへし
- 三十七 立会人は勿論職人丁稚等の辞礼に至るまで相当の答礼を忘るへからず

154 明治42年6月 収税官吏の服装は端正嚴肅の件

訓乙第二三八号

税務署長

(昭59 福岡 95)

間税検査ニ従事スル収税官吏ノ服装ニ付テハ明治三十八年八月訓乙第六九〇号ヲ以テ及内訓書候処、近來益々規程ニ
反スル傾向ヲ生シ、尙ニ異例ノ服装ヲ爲スノミナラス、概シテ其ノ服装清潔ナラス、殊ニ礼式ニ至リテハ全然之ヲ無
視スル者有之哉ニ相聞ヘ候、右様ノ義有之候テハ収税官吏ノ威信ヲ失墜シ、職務執行上支障不尠義ニ付、服装及礼式
ハ最モ端正嚴肅ナルコトヲ期シ、尙モ他ヨリ侮蔑ヲ招クカカ如キコト無之様、篤ク注意ス可シ

右内訓ス

明治四十二年六月五日

東京税務監督局長 印

(昭45 東京 5—3)